

添付1:新旧対照表 電力需給約款(4月1日改訂)

項目	新	旧
表紙(実施日)	平成31年4月1日実施	平成30年7月1日実施
附則 再生可能エネルギー発電促進賦課金 2.	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とする。	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とする。
別紙 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」という)により定める。 なお、当社は、電力需要者に対し、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を請求書に明示する等により通知する。	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」という)により定める。 なお、当社は、電力需要者に対し、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を請求書に明示する等により通知する。
別紙 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 □	電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とする)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」という)を差し引いた金額とする。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。	電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とする)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」という)を差し引いた金額とする。 なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。
別紙 3. 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格	九州電力株式会社 $\alpha = 0.0053$ $\beta = 0.1861$ $\gamma = 1.0757$	九州電力株式会社 $\alpha = 0.1490$ $\beta = 0.2575$ $\gamma = 0.7179$
別紙 3. 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 □ 燃料費調整単価	九州電力株式会社 27,400円	九州電力株式会社 33,500円
別紙 3. 燃料費調整 (2) 基準単価	九州電力株式会社 高圧 12銭7厘 特別高圧 12銭5厘	九州電力株式会社 高圧 16銭6厘 特別高圧 16銭3厘